

東京工業大学 “子育て教員部分就業制度”

～育児短時間勤務の有効活用により，週3日勤務で
仕事と育児のワークライフバランスを目指す～

男女共同参画推進センター

H21.12版_{ver.2}

1. 目的

- ❁ 子育て中の教員が，教育・研究業務と子育てとが両立できる勤務形態とすることを推奨し，業績の維持に資する。
- ❁ 子育て中の教員が，周囲の理解を得ながら，業務を継続できるように，既存の規則(*)の積極的な利用を推奨する。

(*)国立大学法人東京工業大学職員の育児休業等に関する規則第18条育児短時間勤務

2. 部分就業とは

- 週5日（月～金）勤務（就業）を，週3日勤務（就業），残り2日を育児休業（無給）とする
- 「育児のための完全休業」又は「育児と完全就業」の択一ではなく，育児と研究教育活動の両立を可能とする第3の選択肢を拓く
- 週3日の勤務日には，通常の業務の一部(概ね3/5)を担当
- 週3日の業務を行っていることを，強調するネーミング
- 既存の制度である育児短時間勤務制度を活用する
- 子育てを積極的に行おうとする男性教員も利用できる

3. 活用のポイント

🍷 業務の明確化により負担軽減

育児短時間勤務を希望する教員の所属長(*)は、当該教員と担当する業務の範囲について具体的な確認をおこなうこと

🍷 周知徹底・有効活用促進

所属長(*)は、確認した業務の範囲について、所属内、特に教員の関係者に周知徹底すること

*所属長とは、例えば、研究科に所属する場合は専攻長、研究所は研究所長、センターはセンター（所）長など、当該教員の業務を把握でき、関係教員へ実質的な周知が可能な者とする。

4. 勤務形態・業務内容

- ④ 月曜日から金曜日までの5日間の内、2日間を勤務しない日とする。
(当該教員の請求による。給与は規定により減額)
- ④ 勤務日数(週3日)に見合った業務担当となるように周囲が配慮する。
- ④ 具体的な業務内容は本人と組織の長(専攻長など)が協議して決定する
- ④ 学内外の委員など、教育研究以外の業務は担当させないこと。

5. 具体的な業務イメージ例

週3日の業務例

- 🍎 平成〇年度後期開講の講義担当
- 🍎 「〇〇」に関する学生実験の指導
- 🍎 修士課程学生（〇名）の論文・研究指導
- 🍎 〇〇に関する研究
などを，組み合わせて担当する。

6. 手続きスケジュール

- 🍎 教員：育児短時間勤務承認請求準備
→適用除外に当たらないかの確認（所属担当事務へ）
- 🍎 所属長と教員：業務範囲の確認
- 🍎 所属長：業務範囲を所属内へ確実に周知
- 🍎 教員：育児短時間勤務承認請求書提出
→育児短時間勤務を始めようとする日の1ヶ月前までに、別紙様式第6号を提出
→期間の延長はその期間の末日の翌日の1ヶ月前まで／回数制限無し

7. その他の制度

裁量労働制

教員は、業務の性質上、業務遂行の手段及び時間配分をその者の裁量にゆだねることが適当な職務とされている。

育児時間

小学校第3学年修了前までの子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度。裁量労働制の教員は、申請しなくても一部勤務しないことが可能だが、周囲へ気兼ねして帰宅しづらい場合、手続きすることで理解を得られる効果を期待

看護休暇

特別休暇の一種。1年5日の範囲内。小学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことができる。